令和４年度第１回旭川方面留萌警察署協議会議事概要

１　開催日時

令和４年６月28日（火）　午後３時50分から午後５時30分まで

２　開催場所

旭川方面留萌警察署会議室

３　出席者

⑴　協議会委員　　６人（定員６人）

会　　長　　居原田　隆夫
副　会　長　　岩倉　健悟
委　　員　　佐藤　深雪、櫛井　俊介、南　明恵、村上　仁美

⑵　警察署員　　９人

署　　長　　屋代　芳彦
副　署　長　　石前　範幸
警務課長　　大賀　光一郎（事務局）
会計課長　　石田　直人
生活安全課長　　渡辺　　諒
地域課長　　小幡　慎司
交通課長　　遠藤　辰哉
警備課長　　水戸　康博
警務係長

４　開催概要

⑴　会長挨拶

⑵　警察署協議会委員挨拶

⑶　署長挨拶

⑷　警察署員挨拶

⑸　懲戒処分者状況説明

⑹　留萌警察署業務推進状況説明

ア　刑法犯・特別法犯の発生検挙状況（概況）
　○　刑法犯の発生・検挙状況（身近な犯罪を含む）
　○　道民が不安を感じる身近な犯罪の発生状況（警察本部重点犯罪）
　○　特別法犯の検挙状況

イ　交通事故の発生状況
　○　人身事故の発生状況等
　○　交通事故抑止対策

ウ　質疑

(ｱ)　拾得物について

委　員：　警察に届けられた拾得物については理解した。
　　拾得物で多いものは何か。
警　察：　運転免許証等の証明書類、カード類が多い状況です。

委　員：　拾得物の保管期間は決まっているのか。
警　察：　警察に拾得物が届けられた場合、遺失者を探し、また、遺失者からの連絡を待つ期間は３か月となります。
委　員：　３ヶ月が過ぎた場合はどうなるのか。
警　察：　拾得物に関する情報は、北海道警察ホームページで「落とし物情報」として公表され、３か月以内に遺失者が分からなかった場合は、拾得者に所有権が移り、その後２か月間が引取り期間となります。
　ただし、携帯電話やカード類など個人情報が入った拾得物については、個人情報保護の関係から、遺失者が見つからない場合でも、拾得者には所有権が移りません。
　また、傘・衣類などの日常生活用品や保管に費用がかかる拾得物は、２週間以内に遺失者が見つからない場合は、売却や廃棄などの処分ができることになっています。
委　員：　ペット等の生き物が届けられたことはありますか。
警　察：　犬や猫等ペットの届出は、昨今減少傾向にありますが、警察署には動物を保護する施設はないため、遺失物法や動物愛護法に基づき、保健所や飼育希望者と相談して対応しています。
委　員：　拾得物については理解した。落とした方は、探していると思うので、なるべく持ち主に返還できるようにして欲しい。
(ｲ)　遺失物について
委　員：　遺失物については理解した。
　遺失届で多い物品は何か。
警　察：　運転免許証やカード類、現金等財布からの落とし物が多い状況です。
委　員：　落とした方は、警察に届くことを期待しているので、届けられた場合は、すぐに連絡して欲しい。
(ｳ)　庁舎管理について
委　員：　警察署の庁舎管理は会計課の業務であることは理解した。
　庁舎の仕様・構造は、どの警察署も同じなのか。
警　察：　警察庁から一定の仕様が示されているが、各都道府県警察が庁舎を建設する土地の広さ、署員数等に応じて具体的な仕様を決定します。
委　員：　警察署には遺体の安置室があると聞いていますが、病院では地下に安置室があるイメージで病院内で行き来できます。警察の場合は、庁舎から一旦外に出て、安置室に行くというのは、何か、外から見られているような感じがしますので、今度、安置室をつくるときは、建物内で行き来できるよう遺族感情に配慮した仕様にして欲しい。
警　察：　参考にさせて頂きます。
(ｴ)　信号機・標識の管理について
委　員：　信号機や標識を警察が管理しているのは理解した。
　信号機や標識に車が衝突した場合、どうしたらよいか。
警　察：　乗車している方に怪我がなくても、物損事故として警察に届出しなければなりません。
委　員：　その場合の信号機や標識の修理代はどうするのか。
警　察：　事故を起こした当事者自らが、加入する任意保険会社に連絡して修理の話をすることになります。場合によっては、警察から修理代金等を請求することもあります。
委　員：　小平町旧寧楽小学校の前に利用者が減少している横断歩道の信号機があるが、撤去の可否はどのように決めるのか。
警　察：　まず、利用状況を調査し、地元住民の意見を聞いた上で、撤去の可否を判断します。
　旧寧楽小学校前の信号機については、現在、利用状況の調査中とな

ります。

委　員：　現在、調査しているというのはわかりました。

(ｵ)　高齢者の自転車事故防止について

委　員：　自転車に乗った高齢者の危険走行を見ることがあるが、高齢者を対象とした交通事故防止対策はどのように進めているのか。

警　察：　高齢者が関係する交通事故は、自転車に限らず自動車の運転時や歩行時等にも多く発生していることから、交通安全協会等と連携した街頭啓発や高齢者利用のサークル、町内会での講話等を行っております。

(ｶ)　高齢者の運転免許更新について

委　員：　高齢者の運転免許証更新が厳しくなったと聞いているが、どのような内容か。

警　察：　本年５月13日以降、新たに運転技能検査が導入され、75歳以上で、一定の違反歴がある方については、運転技能検査に合格しなければ、運転免許証の更新を受けることができなくなりました。

委　員：　不合格の場合、免許証はどうなるのですか。

警　察：　運転免許証の有効期限内であれば、検査は繰り返し受けることができますが、有効期限内に合格できなければ、免許証は失効となり、その後に運転した場合は無免許となります。

委　員：　この制度が出来てから、高齢者の免許証返納はありましたか。

警　察：　当署ではありませんが、高齢運転者の運転免許証自主返納については、従来から教示をしているところです。

委　員：　高齢者の運転技能検査については理解した。この制度により、高齢者の交通事故が減ることを希望します。

⑺　次回の開催予定

次回は、令和４年９月頃に開催を予定している。

テーマについては、「サイバー空間の安全」です。